

令和7年度 大正区社会福祉協議会広報紙「区社協だよりたいしょう」制作業務仕様書

1. 発行回数及び発行日

①「区社協だよりたいしょう」Vol.68 2025年 7月1日発行予定

②「区社協だよりたいしょう」Vol.69 2025年10月中旬発行予定

③「区社協だよりたいしょう」Vol.70 2026年 2月下旬発行予定

※各号発行時期に開催するイベントに合わせて発行日調整を適宜依頼する。

2. 様式

・タブロイド版 4ページ4色印刷 四つ折り

3. 発行部数

・①Vol.68、③Vol.70 31,000部

・②Vol.69 31,100部

4. デザインコンセプト

福祉のイメージに拘らず、インパクトがありまず手に取ってもらえる紙面。

5. 業務内容

(1) 編集業務 上記様式について①から⑤の作業を行う

①原稿

発行日の1ヶ月前前を基準に本会が提供する。ただし、事業実施の関係等で写真データ等の提供が校正段階に及ぶ事もあり得るが発行に支障をきたさない程度とする。

文章については、紙媒体での提供を原則とするが、対応可能な場合は、Word及びExcel形式でのデータ提供も行う

②デザイン

本会が提出した原稿及び担当者のイメージ等の提案を元に、デザイン・レイアウト・イラストなどを作成する。

変更・修正等がある場合は、文字校正とあわせて変更を行う。

③タイトル

必要に応じ記事のタイトル・サブタイトル等の作成を行う。

④文字校正

基本的に、初校・再校・3校の3回とするが、本会が必要とした場合は回数増を行う校正ごとに「カラープリント3部」を提出する。

本紙色校正・簡易色校正等を行わない。

⑤PDFデータ

最終校正を終えたデータをPDFデータに変換し、発行日迄に本会電子メールアドレスに送信すること。

(2) 印刷業務

①方法

オフセット印刷

②用紙

マットコート 73kg

③納入

貴社提携のポスティング業者へ指定日までに必要数を納品すること。ポスティング用以外の部数は開始日の3日前までに区社協へ納品すること。

(3) ポスティング業務

①方法

ポスティング不可の住宅を除く、大正区内の全戸へ配布する。

集合住宅をはじめとした管理人などがいる場合は、事前に了承を得てから配布を行い、配布不可の申し出があった場合は該当箇所を本会へ報告すること。

1世帯又は1事業所ごとに1部配布すること。

②部数

大正区世帯数や配布実績部数等を参考とし、30,000部とする。

配布完了後に余りが出た場合は、残部数を計上・記録し業者にて処分を行うこと。

③期間

発行日から最長1週間

※本会が指定する期間より前に配布を始めないこと

④報告

配布終了後、配布実績をまとめた報告書を本会へ提出すること。

配布状況などを確認するため、配布地などできる限り詳細に記すこと。

6. 原稿等の取扱

(1) 本会から提出する原稿（データ含む）について

紙媒体及び原稿・写真データにて提供するもの一切について、無断転写・加工を含む転用について認めない。

(2) 本広報紙の取扱について

広報紙掲載記事及びイラスト（デザイン作成されたものを含む）類について、他事業チラシ等への転写・転載の一切の権利は、本会に帰属する。

7. 代 金

(1) 価格

編集・校正・印刷・納品・ポスティングに関する一切の経費と消費税を含む。本会は、見積提示額以外は負担しない。

(2) 支払

各回毎の支払とし、銀行振込にて行う。

なお、締日・支払日等については、業者と別途協議する。

8. その他

- ・発注業者決定後、または発注後に関わらず当該業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件及び、大阪市競争入札参加停止措置に該当した場合はすべての内容を無効とする。その際に生じた負債については、本会は負わない。
- ・仕様書の内容は、本会の都合により変更する場合がある。
- ・「区社協だよりたいしょう」は、区内のほぼ全世帯に配布するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書内容を厳重に履行すること。
- ・編集及び印刷の出来ばえ、納入期日、その他について、本仕様書内容に重大な違反が認められた場合は、支払の一部を減額もしくは、即座に本業務内容に関する発注を無効とすることがある。

9. 問合せ及び見積書提出先

社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会

住所：〒551-0013 大阪市大正区小林西1-14-3

電話：06-6555-7575

FAX：06-6555-0687

E-mail：taisyo-fureai@cwo2.bai.ne.jp

担当：森木